



# マイホーム取得促進事業

(2023年2月改定)

<b>事業の内容</b>	町内にマイホームを取得し、居住する方に対して補助金を交付します。
--------------	----------------------------------

<b>補助対象者</b>
以下の全てに該当すること
取得した住宅の所有権の登記名義人になる方
取得した住宅に5年以上継続して居住することを確約できる方
町税等の滞納がない方（世帯全員）
暴力団等との関係がない方（世帯全員）
【注意】以下のいずれかに該当する場合は、上記を満たしていても補助対象外となります。
・3親等以内の親族から住宅又は土地を購入した場合
・土地のみを購入し、当該年度内に住宅を新築又は購入しなかった場合（やむを得ない事由がある場合を除く。）
・国、北海道又はその他団体等から、住宅の建設に関する補助金等の交付を受けている場合（新築住宅を除く。）

<b>補助対象となる住宅</b>
新築住宅又は中古住宅（延床面積の2分の1以上が自己の居住に供するための住居部分である併用住宅を含む）

<b>補助対象経費</b>
住宅及び土地（住宅の敷地に限る）の購入費（当該年度の2月末までに購入し、居住するものに限る。）ただし、以下の費用を除く。 ※町長が認める特段の理由があるときは、3月末まで（災害等の場合は翌年度の12月末まで）期限を延長できる場合があります。
土地の測量に係る費用
租税公課（住宅購入時に課税される消費税及び地方消費税を除く）、仲介手数料、登記費用等の諸費用
引越しに係る費用
住宅のリフォームに係る費用 ※空き家リフォーム助成事業に該当

## 補助金の額

補助基本額 100万円

以下の項目に該当する場合は、補助基本額 100万円に各項目の補助金を加算します。

※補助金の合計（国、北海道、その他団体等から別に補助金等の交付を受ける場合はその額を加算）が補助対象経費を超えるときは補助対象経費までとします。

住宅の新築に係る工事請負契約を町内業者※1と締結した者	200万円
子育て世帯※2	100万円
移住者※3	100万円
2親等以内の親族と新たに同居※4した者	100万円
木古内町空き家バンク登録空き家※5を購入した者	50万円

- ※1 町内業者・・・建設業法第3条第1項の規定による許可を有している者であって、木古内町において、現に2年以上事務所を有し営業している者をいう。
- ※2 子育て世帯・・・住宅の完成時点で高校生以下の子どもがいる世帯をいう。ただし、扶養し、かつ同居している子どもに限る。
- ※3 移住者・・・補助金の申請時点において木古内町以外の市区町村に住民登録がされている者で、購入した住宅の地番に住民登録をした者（予定を含む）をいう。ただし、申請日前1年以内に木古内町に住民登録がされていた者を除く。
- ※4 同居・・・補助金の交付を受ける者が、2親等以内の親族（高校生以下の子を除く。）と新たに同居することをいう。ただし、町内在住の親族の持家に同居する場合を除く。
- ※5 空き家バンク登録空き家・・・木古内町空き家バンク制度要綱により空き家バンクに登録している町内の空き家。

## 補助金の申請

住宅の建設又は購入に係る契約を締結する前に、町に申請書を提出してください。

※11月から翌年3月までに契約締結し、4月以降に完成又は購入する住宅については、契約締結後であっても申請が可能です。（申請時点で未完了のものに限る。）

### 事業の期間

令和4年度から令和8年度まで

### 担当窓口

まちづくり未来課 まちづくりグループ  
Tel01392-2-3131 Fax01392-2-3622